

松戸市地域公共交通計画策定調査業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、当該業務委託に関して、専門的な知識・技術・経験を有する業者からの企画提案を受け、各提案事業者の提案内容等を総合的に比較し、最も適した事業者を特定することを目的として、公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 事業の目的

本業務は、松戸市地域公共交通計画の策定に向けて、松戸市内の公共交通の現状、地域の実情等を把握し、課題の整理を行い、持続可能な公共交通の視点を踏まえ、今後目指すべき地域公共交通の将来像、施策の方向性を検討し、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）」に基づく「松戸市地域公共交通計画」の策定に必要な調査・分析等を行うことを目的とする。

3 公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を特定する理由

本業務は、松戸市内の地域公共交通に関する利用ニーズ等の実態把握や、地域における公共交通の課題整理について調査・分析することを目的としており、優先交渉権者の特定にあたっては、価格のみによる競争ではなく、民間の高度な技術知識、ノウハウ、経験などを活用した優れた提案を広く受ける必要があることから、公募型プロポーザル方式によるものとする。

4 事業の概要

- | | |
|----------|--|
| (1) 委託名称 | 松戸市地域公共交通計画策定調査業務委託 |
| (2) 発注者 | 松戸市 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 14 日まで |
| (4) 履行場所 | 松戸市指定の場所 |
| (5) 業務内容 | 「松戸市地域公共交通計画策定調査業務委託仕様書」のとおり
※仕様書の内容は現時点での予定であり、今後打ち合わせの中で変更する可能性がある。 |

5 提案限度額

10,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内とし、この限度額を超えた提案は受理しない。

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すためのものである。

6 参加資格要件

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 公募開始の日から契約締結までのいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が経営に関与していない者であること。
- (6) 法人格を有し、令和 4・5 年度松戸市入札参加資格者名簿の「委託」または「測量」に登録されており、同様に令和 6・7 年度松戸市入札参加資格者名簿に登録審査申請をしていること。
- (7) 参加申込書の提出期限から受託候補者の特定までの間に、松戸市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (8) 本事業を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させ、かつ、本事業の技術的管理を行う者として、次のいずれかの資格を保有する管理技術者を配置すること。
 - ① 技術士 … 建設部門（都市及び地方計画）
 - ② RCCM … 都市計画及び地方計画
- (9) 過去 5 年以内（平成 31 年 4 月 1 日以降）に、国（公社・公団含む。）又は地方公共団体（市町村が主体となった協議会を含む。）が発注した「地域公共交通計画」又はそれと同様の地域公共交通に関する計画策定業務の履行実績を持つものであり、公共交通計画に関し豊富な知識を有していること。ただし、履行実績とは策定業務の本体業務の履行実績であり、アンケート調査等の業務の一部を履行したものは含まれない。
- (10) 個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われていること。

7 事業スケジュール

実施内容	期日等
① 公募開始	令和6年4月5日(金)
② 質問の受付期間	令和6年4月5日(金)～4月12日(金)
③ 市からの質問回答	令和6年4月5日(金)～4月17日(水)
④ 参加申込書提出期間	令和6年4月5日(金)～4月24日(水)
⑤ 参加資格確認結果の通知	令和6年4月30日(火)
⑥ 企画提案書提出期限	令和6年5月14日(火)
⑦ プレゼンテーション	令和6年5月29日(水)(予定)
⑧ 結果の公表	令和6年6月5日(水)(予定)
⑨ 契約手続き	令和6年7月上旬(予定)

ただし、各実施日については、事務上の都合により変更できるものとする。

8 実施要領等の配布

(1) 配布期間

令和6年4月5日(金)～4月24日(水)

(2) 配布方法

松戸市ホームページからダウンロード

[松戸市ホームページ]

<https://www.city.matsudo.chiba.jp/jigyosya/koubo/proposal/5022520240227143448581.html>

9 質問の受付

(1) 受付期間

令和6年4月5日(金)～4月12日(金)

(2) 質問方法

本プロポーザルに関する質問がある者は、所定の質問書(様式第6号)に必要事項を記載の上、事務局あてに電子メールにより提出し、電話で確認を行うこと。

(3) 回答

回答は、全ての質問を取りまとめた上で、令和6年4月5日(金)～令和6年4月17日(水)までに本市ホームページへの掲載により行うものとする。

ただし、質問の内容が、企画提案書等の作成作業を進める上で、大きな影響を及ぼすと判断されるものは、上記受付期間内に随時松戸市ホームページへ回答を掲載する。また、評価等に影響を及ぼすおそれがある質問(参加事業者数、参加業者名、評価委員等)は受け付けない。

10 参加申込

(1) 提出書類

本業務のプロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより、参加申込書等をする。

番号	提出書類	提出上の注意
①	参加申込書（様式第1号）	
②	会社概要書（様式第2号）	パンフレット等の会社概要が分かるものを添付すること
③	事業実績書（様式第4号）	直近5年の業務実績（6. 参加資格要件（9））に該当する実績）を記載すること なお、可能な範囲で業務実績の内容（成果物、仕様書等）が分かる資料を添付すること
④	事業執行体制（様式第5号）	配置を予定している技術者全てを記載し、技術者の保有資格を証明する資料（資格証の写し等）を添付すること。
⑤	履歴事項全部証明書	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月以内のもの）（写し可）
⑥	納税証明書	国税、都道府県民税及び市区町村税の滞納がないことの証明書類（発効後3ヶ月以内のもの）（写し可） ※国税は納税証明書「その3の3」に限る。
⑦	参加資格確認書（様式第7号）	

(2) 提出方法

持参または郵送（配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること）により松戸市街づくり部交通政策課へ提出すること。

(3) 提出期限

令和6年4月24日（水）17時 ※郵送の場合は必着

(4) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果については、令和6年4月30日（火）までに通知する。

11 企画提案書等の提出について

(1) 提出書類

次の書類を提出すること。

番号	提出書類	提出上の注意
①	提案書表紙（様式第3号）	
②	企画提案書（任意様式）	
③	見積書（任意様式）	消費税を含む金額を記載するとともに、内訳についても記載すること
④	事業実績書（様式第4号）	直近5年の業務実績（6. 参加資格要件（9））に該当する実績）を記載すること
⑤	事業執行体制（様式第5号）	配置を予定している技術者全てを記載すること。参加申込時と変更がある場合、追加で配置する技術者がいる場合には、当該技術者の保有資格を証明する資料（資格証の写し等）を添付すること。

(2) 企画提案書（任意様式）

- ・別紙仕様書、本実施要領 14（4）評価基準・評価項目をもとに、以下の順で企画提案すること。
 - ① 現状把握・分析について
 - ② 市民アンケート調査の企画・実施等
 - ③ 会議支援について
 - ④ 事業者独自の専門的知見等を活かした自由提案
 - ⑤ 業務全体の工程・フロー
 - ⑥ 業務実施体制
 - ⑦ 業務実績
- ・本事業にあたっての自社の強みやノウハウ、取り組み内容（調査・分析の手法・内容、期待できる効果等）などについては、松戸市の現状や課題等を踏まえ、具体的に記載すること。
- ・企画提案書は横書きで記載し、基本的にA4版両面印刷で長辺綴じとすること。ただし、表現の都合上用紙の方向を一部変更したり、記述方向を一部縦書きとしたりすることは差し支えない。
- ・企画提案書は目次及びページ番号をつけること。
- ・提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述すること。
- ・その他、提案限度額の範囲内において、専門的見地から有益だと思われる事項については、仕様書に定めた業務以外であっても提案可能とする。

(3) 提出方法

- ・持参または郵送（配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること）により

松戸市街づくり部交通政策課へ提出すること。

- ・ 正本（提出書類①～⑤を綴ったもの）を1部、副本（①～⑤を綴ったもの、写しても可）を11部提出すること。
- ・ 正本はA4版紙ファイルに綴りインデックスをつけ、ファイル表紙及び背表紙に事業者名を記載すること。
- ・ 副本は、会社が特定される部分については、空欄もしくは黒塗りにすること。

(4) 提出期限

令和6年5月14日（火）（※郵送の場合は必着）

※提出期間内であれば、再提出（差替え含む）は可能とする。

12 書類選考について

- (1) 参加事業者が6者以上の場合は、書類選考を実施する。書類選考を通過した5者のみプレゼンテーションへ参加できるものとする。
- (2) 書類選考は、評価基準に基づき選考委員会において企画提案書の内容を書類審査し、上位5者を選考する。
- (3) 書類選考の結果は、応募した全ての業者に対し、参加申込書（様式第1号様式）に記載された担当者の電子メール宛てに令和6年5月22日（水）までに通知する。
- (4) 書類選考結果通知に記載した内容以外の質問には回答しない。

13 選考委員会（プレゼンテーション）

(1) 日時

令和6年5月29日（水）（予定）

※実施の詳細については、各事業者に追って連絡する。

(2) 場所

事務局が指定する場所

(3) 実施時間

1事業者につき、プレゼンテーション30分以内（準備時間等含む）とする。

(4) 実施内容

- ・ プレゼンテーションは、提出した企画提案書の内容について説明を行い、補足説明が必要な場合は、提案書の内容を逸脱しない範囲で実施すること。
- ・ プレゼンテーションの出席者は、1事業者3名以内とする。

(5) 会場設営

会場設営（スクリーン、プロジェクター、電源ケーブル設置を含む）については、事務局で行う。ただし、パソコン及び外部ネットワーク接続（インターネット）環境は確保しないので、必要に応じて各自準備すること。

14 事業者選定方法

- (1) 委託事業者は、公募型プロポーザル方式により選定する。

(2) 選定は、松戸市が設置する松戸市地域公共交通計画策定調査業務委託事業者選考委員会において、下記評価基準に基づき、企画提案書、プレゼンテーション内容、ヒアリング等により審査する。

(3) 審査の結果、最高合計評価点を獲得した者を優先交渉事業者として選定する。
 なお、最高合計評価点が同点の場合は、見積額の低い者を第1位として選定する。
 ただし、選考委員会の合計得点が満点の6割未満である場合は、選定しないものとする。また、優先交渉事業者との交渉が不調に終わった場合は、次点の者と交渉する場合がある。

(4) 評価基準

評価項目	評価の着眼点	配点
現状把握 ・ 分析	① 本市の現状や課題、近年の国・先進自治体の地域公共交通施策の動向を踏まえた提案となっているか ② 地域特性を踏まえ、既存公共交通・交通利用実態を把握・整理できる提案内容となっているか	35
市民アンケート調査の企画・実施等	① 公共交通の利用状況等を把握し、課題整理に必要となる調査項目が設定されているか ② 今後の展望を見据え、地域公共交通施策の方向性やあり方について整理できる調査内容となっているか ③ 調査手法、集計方法、利活用方法は適切か (地域公共交通計画への反映方法、その他業務での利活用方法等) ④ 回収率向上及び回答者負担軽減のための方策、工夫等がなされているか	55
会議支援	協議会等における資料作成、助言など、事務的な支援が期待できるか	15
事業者独自の専門的知見等を活かした自由提案	業務成果や業務効率の向上に寄与し、創意・工夫・独創性に富んだ有益な提案になっているか	25
業務全体の工程・フロー	本事業を遂行するために、適切な工程が設定されているか (市議会、協議会等の日程、関係機関等との調整期間が考慮されているか)	15
業務実施体制	① 業務を確実に実施できる体制や人員が確保されているか 専任の担当者が配置されているか 担当者の兼務業務の負担は事業遂行に支障がでないものとなっているか ② 主担当者、専任担当者の技術・専門知識・業務経験が十分であり、事業推進にあたり技術的助言は期待できるか ③ 業務を進めるにあたり、本市の要望に柔軟に対応ができ、緊急	65

	時にも滞りなく業務を遂行できることが期待できるか	
業務実績	本業務を遂行するために必要な業務実績を有しているか	20
見積金額	10×提案者中の最低見積価格／見積価格※小数点第2位以下は切り捨て	10
合計		240

15 選定結果の通知

選定結果は、選考委員会（プレゼンテーション）の参加事業者に対し、令和6年6月5日（水）（予定）までに郵送にて通知を行う。また、松戸市ホームページにも選定結果を公表する。

なお、選考理由、選考結果に対する問い合わせ、異議申し立てには一切応じない。

16 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) この要領に定める手続以外の方法により本市職員及び本市関係者に本プロポーザルに対する援助を求めた場合
- (2) 提出された見積額が、提案限度額を超過している場合
- (3) 各書類の提出方法及び提出期限に適合しない場合
- (4) 様式に適合しない場合や記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- (5) 応募書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (6) 要件に適合しない提案の場合

17 契約に関する基本事項

(1) 契約方法

契約は、優先交渉事業者とともに企画提案書等に基づき内容を確認の上、契約締結の交渉を行う。なお、交渉の結果、合意に至らなかった場合は、優先交渉権者の次に順位が高い事業者と契約締結の交渉を行う。

(2) 契約保証金

契約締結にあたっては、松戸市財務規則第143条第1項に従い、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、松戸市財務規則第143条第3項の規定による場合、保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(3) 契約代金の支払い

契約代金の支払いについては、業務完了後に一括して支払うものとする。

(4) 契約締結における個人情報の取り扱い

契約締結にあたっては、「松戸市個人情報の保護に関する条例」に基づき、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を

適正に取り扱わなければならない。

18 その他

- (1) 企画提案書は、1事業者につき1案とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 本プロポーザルに要する経費及び提出に関する経費は、全て提案者が負担すること。
- (4) 本プロポーザルにて知り得た情報については、本プロポーザル以外の目的での使用を固く禁止する。
- (5) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、すみやかに事務局へ連絡すること。
- (6) 優先交渉事業者と特定されたことをもって、契約締結確定するわけではなく、仕様の協議により訂正・追加・削除を行い確定させた後、同者と1者随意契約を行い、契約書の取り交わしをもって契約成立となる。また、提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- (7) 参加事業者が1者であっても、評価を行い、優先交渉事業者として適当でないと認められる場合には、優先交渉事業者と特定しないことがある。
- (8) 事業者の応募がない場合又は優先交渉事業者が決定しなかった場合は、再度公募を行うことがある。
- (9) 本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類は、松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例30号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。
- (10) 本プロポーザル実施に係る手続開始日から受託者の選定が終了するまでの間、審査委員会委員及び担当部局関係職員に対する営業活動を禁止する。

19 問い合わせ及び提出先（事務局）

担当部署 松戸市街づくり部交通政策課交通計画班

Eメール mckoutsu@city.matsudo.chiba.jp

住 所 〒271-0072 松戸市竹ヶ花 136-2

電 話 047-704-3996

F A X 047-704-4590